

新潟市立五十嵐中学校 いじめ防止基本方針

新潟市立五十嵐中学校

1 基本理念

すべての生徒はかけがえのない存在である。教職員は、生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

「いじめ」はどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であるという認識に立ち、すべての教職員が、生徒、保護者、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめ防止のための対策に徹底して取り組む。

2 いじめの定義

文部科学省から提示されているいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」である。

これをもとに、五十嵐中学校では「心理的又は物理的な影響を与える行為」を下記のような具体的ないじめ態様と捉える。

- ①悪口言う。からかう。罵倒する。
- ②嫌がらせの手紙を渡す。
- ③持ち物を隠す。持ち物をいたずらする。金品のたかり。
- ④身体的な暴力をふるう。
- ⑤個人を集団から孤立させる。（仲間外し。無視をする。）
- ⑥パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする。 等

3 いじめの理解

いじめの被害者・加害者については、固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わぬいじめ」については、多くの生徒が、あるときには被害者になり、またあるときには加害者になる等、入れ替わりながら被害も加害も経験するときがある。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり、面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団に形成され、学校風土となることがいじめの未然防止につながるものと考えている。

4 いじめの防止等に向けた方針

学校全体で生徒の健やかな成長を支えるとともに、生徒のいじめ防止に向け、学校、保護者、地域でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針に沿って、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

(1) 学校として

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、生徒と共に解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者として

- 常に生徒の心情に寄り添いながらその理解に努め、生徒が安心、安定して過ごせるよう愛情を

もって育む。

○いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを生徒にしっかりと理解させるとともに、いじめ防止等の取組を学校と連携して進める。

(3) 地域として

生徒が健やかに成長することを願い、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

5 いじめ防止のために学校が実施すること

(1) いじめの防止

①いじめについての指導を行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。

②いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で日常的に生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。

③分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

④いじめの問題を題材とした道徳の授業や、「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ予防に向けた生徒の意識向上を図る。

⑤週1回行われる「生徒指導部会」で速やかに情報共有を図る。また、生徒指導部会の内容を全職員で「定例生徒指導部会報告」で共有する。

(2) いじめの早期発見

①生徒の話をよく聞く、寄り添う、かかわる、ほめたりするなどを積み重ね、生徒との信頼関係を築く。

②日常の観察（生徒の表情、服装、発言内容など）の他、生活ノートの内容確認、教育相談体制等を充実により、いじめの早期発見に努める。

③全校生徒を対象に、いじめの具体的な状況を把握するための「悩みごとについてのアンケート」、「仲間とのかかわりについてのアンケート」を毎月実施する。早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。また、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。

④インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

⑤保護者に対して、入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。生徒に対しては、学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

⑥保護者からの相談や地域からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままどめずに、生徒からの聴き取りやアンケートの実施等の必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

(3) いじめへの対処

①いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告をする。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、事案の全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。

②いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実を明確にする。また、生徒の気持ちや意向に寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

※いじめを受けた生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組むことが大切である。

③事実関係を明らかにするために、いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周囲の生徒にも聴き取りを行う。

④いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。経過や今後の方針を丁寧に説明する。

⑤いじめを行った生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出せないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭への支援を継続する。

⑥周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一步踏み出す勇気がもてるようとする。

⑦いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とはいじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、これらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

※再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

①生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK*の原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱でチーム対応による長期のケアを行う。

*Tell：心配していることを伝える Ask：自殺願望について尋ねる Listen：気持ちを傾聴する Keep safe：安全の確保
②自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。

6 いじめ防止対策のための校内組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

①構成 校長、教頭、生徒指導主事、該当生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員

②開催日 いじめが発生した場合、迅速に開催する。

③役割 この組織は、学校がいじめ防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

ア いじめの状況を組織として共有する。

イ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。

ウ いじめの対処のための方針や方法を協議する。

エ 生徒への指導を行う。

オ 事実に関する記録を残す。

(2) いじめ対策委員会

①構成 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、適応指導主任、各学年主任、学年生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて該当学級担任又は全職員

②開催日 適宜 ※校長、又は生徒指導主事が必要と判断した場合。

- ③役割
- ・いじめの予防に関して、学校基本理念に基づく取組や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
 - ・いじめが発生した場合やいじめの疑いのある場合に関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行う。
 - ・いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。また、再発防止に向けた取組を行う。

(3) 生徒指導部会

- ①構成
- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、適応指導主任、特別支援教育コーディネーター、各学年生徒指導、養護教諭
- ②開催日
- 週1回
- ③役割
- ・生徒のいじめや問題行動などの様々な情報の収集と記録を行うとともに、問題行動などの未然防止策の検討を行う。生徒会と共に開催し、いじめの未然防止を行う。
 - ・いじめや問題行動等が起こってしまった場合は、その問題の解決に向けた方策の検討を行う。

(4) 中学校区いじめ防止連絡協議会（持ち回り開催）

- ①構成
- 小中各校長、生徒指導主事、生活指導主任、育成協正副会長、育成協健全育成部長、育成協街頭育成部長、小中P T A会長
- ②開催日
- 年1回
- ③役割
- ・地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1回行い、対策等の共有を図る。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 生徒が「いじめを受けたことにより、以下のような状態になったことを言う。
- 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 発生時の対応

- ①市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署や児童相談所等の関係機関、及び、弁護士、医師等の専門家の協力を仰ぎ、適切な援助を求める。
- ②初期対応が重要であるとの認識の下、事実関係を明確にするための調査については、因果関係の特定を必要以上に急がず、多方面から情報収集を行い、客観的な事実関係を明らかにする。その際に実施する在籍生徒や教職員に対するアンケート調査については、プライバシーの保護に十分配慮する。
- ③いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ④当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑤いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。